

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月 31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京田辺市大住立原1の1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社明治 京都工場 工場長 木長 貴史 0774-62-3161			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	228台	台	7台	221台
	冷蔵機器及び冷凍機器	188台	台	25台	163台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	7	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所で所有している第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時、情報を更新するなど、適切に管理している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時は充填回収業者に回収依頼書を交付し、充填回収業者から交付された引き取り証明書を受け取ったことをもって冷媒用代替フロンが回収されたことを確認する体制をとっている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	日々巡回点検を実施しており、機器に異常がないかを確認している。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時にフロン排出抑制法に従い、充填回収業者から引取証明書を受け取り冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	2030年度までに特定フロン全廃の目標を実現するために現在使用している特定フロン機器の台数管理の実施。更新する際に自然冷媒機種やHFO冷媒機種など地球温暖化係数が低いものを選定し導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。